

重大な消防法令違反のある建物は ホームページ上で公表します

違反公表制度とは

利用者が自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防が立入検査の際に確認した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店等の不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設等の一人で避難することが困難な方が利用される建物です。

公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が消防法令に違反して設置されていない場合。

公表の内容

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

公表までの流れ

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した後14日が経過してもその違反が継続している場合に公表します。公表は、違反の是正が認められるまで継続します。

公表の方法

田原市（消防本部）のホームページに掲載します。

次のような場合には、事前に消防本部予防課までご相談ください。

- 1 現に使用している建物に飲食店、物品販売店、宿泊施設、病院、社会福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- 2 現に使用している建物の増築や改築、他の建物との接続等を行う場合

問い合わせ先

田原市消防本部 予防課 TEL0531-23-4074

田原市消防本部 公表制度

検索

令和2年4月1日から公表開始